



陳情書

平成 26 年 8 月 6 日

栗東市議会議長 高野 正勝 様

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町 3-12-33  
軽度外傷性脳損傷仲間の会  
代表 藤本 久美子

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情の趣旨

軽度外傷性脳損傷 (MTBI) は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関 (WHO) の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられています。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができます。

また、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、多くの市民に周知を図っていただきたいと思えます。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します。

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

1. 業務上の災害または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害(補償)年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3. MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上

議員の皆様へ

この度、「軽度外傷性脳損傷仲間の会」では、全国 2000 ヶ所以上の都道府県及び市町村の各施設に、一斉に陳情書を配布しようと思い、9月議会に向けまして、貴自治体のお手元に届けさせていただきます。ご査収くださいませ。

この「軽度外傷性脳損傷」とは約8割が交通事故などで発症します。2007年WHOでは、2020年までには、世界では第3位の疾病になるであろうとされているにも関わらず、日本はまだ何も対策がなされておられません。そこで、この問題に真剣に取り組んでいただきたいと思います。そして、この問題について考えています。

自民党では、高市早苗議員が研究チームを作ってくださいとおっしゃって下さいました。公明党ではマニフェストにのっております。民主党では、馬淵澄夫議員が主体で先日、第一回院内集会在超党派で開かれました。このように、各党派で動きがなされていると共に、東京23区では意見書が、また、東京都、神奈川県、埼玉県、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県をはじめ、60か所以上の議会で意見書が通っております。

このように、大きな動きとなっている中で貴自治体でもこの問題について考えていただきたいと思います。そして、この問題について考えています。

同封させていただきましたリーフレットに「軽度外傷性脳損傷」の概要が、また、リーフレットに載っておりますホームページ <http://www.mtbi-wjp.net> ではより詳しい説明があり、意見書、陳情書、請願書等のサンプルもご用意させていただきます。

皆様でご検討いただきまして、意見書をお考えいただければ、大変有り難く存じます。そして、電話番号、メールアドレス等も書いておりますので、お気軽にお問い合わせいただければと思っております。

人口10万人あたり、150人から300人が毎年罹患するとされているこの疾病、明日は我が身と考え、どうか親身にご検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

軽度外傷性脳損傷仲間の会  
藤本 久美子